

平成二十七年四月六日提出  
質問第一八五号

「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問主

意書

「政府答弁書一」（内閣衆質一八九第一〇八号）並びに、「政府答弁書二」（内閣衆質一八九第一七〇号）を踏まえ、質問する。

一 質問主意書で、「政府答弁書一」（内閣衆質一八九第一〇八号）を起案した者の官職氏名を問うたが、「政府答弁書二」（内閣衆質一八九第一七〇号）では、「先の答弁書（平成二十七年三月十三日内閣衆質一八九第一〇八号）は、外務省欧州局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。」との答弁がなされており、当方が質問した氏名が明らかになっていない。起案した者の氏名を明らかにされたい。

右質問する。